# 臨床社会学の方法

## (18) 回復(リカバリー)

中村 正

## 1. 治療的司法・正義のめざすこと -回復(リカバリー)

触法行為、逸脱行動、問題行動から離 脱する支援に関して、第28号で「治療的 司法」について記した。それは制度・政 策を基軸にして展開されるが、理念は治 療的正義である。therapeutic jurisprudence が原語であり、治療は適訳ではない が、ケア・支援と正義・責任のバランス が鍵となると考えている。ケアとジャス ティスをもとにして、めざすところは何 らかの問題行動からの脱出、つまり回復 (リカバリー)である。その人が直面し ている人生や生活の課題と折り合いをつ け、自分なりにつきあい、対処し、他者 への危害や人権侵害がある場合はそれを 止め(脱暴力)、再犯しない自己をめざし、 依存行動があればそこに由来する問題行 動をなくす。それは時間のかかる、持続 的な実践となる。その人の問題解決の行 動でもある習慣的な行動なので生き方や 生きる術のようになっているからである。 単に問題となっている行動を止めるということだけではなく、長く学習してきた、ものの見方や思考の方法に不具合があるのでそれを是正していく取り組みとなる。そこで問われているのは、なかなか折り合いのつけにくい社会的な三つの課題、①社会の安全(社会防衛)、②被害者ケア、③加害者更生のそれぞれの課題が統合されていくことでもある。今回は、統合のの一つの環である当人の回復(リカバリー)とそれをささえる諸制度や臨床について考えてみる。

治療的司法・正義は主に北米や欧州で 展開されてきた司法改革の取り組みであ る。具体的には、まず特別裁判所が開設 される。処罰だけを科してもその行為は 止まないと考え、元来の問題解決を指示 するための司法である。その総体を問題 解決型裁判所という。司法とともに、当 人の触法行為の背景にある問題を解決す る福祉、心理、教育、就労支援等を連携 させ、自らが問題を解決するように支援 するプログラムが開発されてきた。

特別裁判所は、DV、ドラック・アルコール、子ども虐待、高齢者虐待、メンタルヘルス、少年と若者、少数民族の触法、逸脱、問題行動等を対象にして処罰中心から回復中心へと司法を切り変えていくための専門的な仕組みである。

処罰ではなく、処罰に代えて、処罰と並行して、修復、回復、治療等、必要な命令や指示が付される。その際、回復とは何かの定義があり、そこに向かう手続きについて十分な合意が求められる。

沖縄で開業している西村さんという精 神科医に教わった考え方に Enabling Recovery という考え方がある。精神科医 のグレン・ロバートらが提唱するリカバ リー概念であるという (末尾の表を参照)。 それは「人間的な回復モデル」である。 精神の病とともに生きていく過程を示す。 右側のリストにある「医学的な介入モデ ル」は問題を取り除くことに主眼があり、 人間としての患者に注目していない。科 学的な診断と治療を目的としてクライア ントと人間を位置づける。そこからの脱 却をめざす。精神の病からの回復だけで はなく広く問題行動からの回復としても 位置づけることができる。パーソナルな 意味づけや相互作用や関係性を重視し、 問題とともに生きていく力を社会的な関 係性も視野に入れてめざす。

イネイブラーというと共依存や世話焼 きと訳されてすこぶる旗色が悪いが、こ こでは肯定的な意味で使われている。他 律的に、誰かに世話をやいてもらいなが ら生きていくことのできる関係性をめざ すという意味である。当の問題や病いの 経験も自らがエキスパートのようになる ことで制御され、問題と共に生きること になるという意味である。

触法、逸脱、問題の行為をした者が、 強制的ではあれ、司法の手続きをもとに して回復していくこと自体は主体的であ るはずだ。治療的司法は、処罰中心では なく、回復へと至る機会を提供する。司 法は人に指示をする。特に刑事司法は他 律的となるがそれを自律的な変容や問題 解決の機会として自ら選択するように位 置づけていくのである。司法は手続きで もあるので、そこで自律的に自己を再構 成でき、問題が少なくなるようにして関 係を営むことへと能動的に活動する志向 性を賦活させていく。他律的だが自律的 という展開となる。その中心にあるのが 回復である。それをどのようなものとし て構成するのかについてこの設定の仕方 はユニークである。

### 2. 政策動向もかわる一「「世界一安全な 日本」創造戦略」(犯罪対策閣僚会議、2015 年) の方策

治療的司法の概念は確立していなくとも、更生ニーズがあり、やり直しを希望する人は、現実には回復を求めていく。たとえば犯罪対策閣僚会議では、犯罪の繰り返しをくい止める再犯防止対策の推進がうたわれるようになった。「対象者の

特性に応じた指導及び支援の強化」とし て、1. 少年・若年者等に対する指導及び 支援の充実強化、2. 少年非行対策の推進、 3. 高齢又は障害により福祉の支援が必要 な者に対する取組の推進、4. 女性特有の 問題に着目した指導及び支援の充実強化、 5. 薬物事犯者に対する指導及び支援の充 実強化、6. 性犯罪者等再犯防止の必要性 の高い者に対する指導及び支援の充実強 化、7. 暴力等の問題性が大きい対象者へ の指導及び支援の充実強化があげられて いる。いずれも立ち直り、防止、再犯防 止のための相談や適切な支援の強化が大 切とされている。しかし、治療的司法と いう言葉は使われていない。あくまでも 既存の仕組みのなかでの解決課題の強調 となっている。

7に関わっては、「アルコールに問題を 抱えた者に対する指導体制の強化、暴力 団からの離脱指導の充実、対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実、 少年院における対人暴力・不良交友等の 問題性を抱える者に対する効果的な指導 方法の開発、少年院の在院者に自己有用 感を体得させるための社会貢献活動の体 系化を図るとともに、処遇上特に注意を 要する保護観察対象者について、生活状 況の綿密な把握に努め、問題の改善に向 けた指導を行う」とされた。

ここに列記された課題の多くは、諸外 国では治療的司法の対象として特別裁判 所の対象となる課題ばかりである。そこ では単に課題の例示だけではなく、それ ぞれに対応した裁判所を制度にしたのだから、それを引き受ける支援のための諸活動が活発に展開されることになる。少年法があるので少年院に関する一連の治療的・回復的な諸制度ができあがっているのと同じである。触法障がい者のやり直しについても「地域生活定着」の概念のもとに諸制度が展開されている。ただ、縦割りの個別的な対応という弊害があり、統合されていないこと事態に問題がある。

## 3.「古いボトルに新しいワインをいれること」

日本で治療的司法のように機能しているいくつかの場面は、少年、触法障がい者等である。それをニーズのある人すべてに拡大して東ねる政策的な概念としての治療的正義の理念や制度がないので、取り組みは断片的で、偶然的である。

とはいえ、処罰を科すだけではなくその触法行為、逸脱行動、問題行動の背景にあることを変容させる問題解決型の実践こそが重要であるという理解は個別的にはすすんでいる。

世界的な治療的司法の理論的な牽引車である D. ウェクスラー教授(プエリトリコ大学) と出会った。2015 年、「法と精神衛生国際学会」のことである。オーストリアのウィーンに出かけて研究仲間とセッションを持った。そこに彼が参加してくれた。2017年にはチェコ共和国のプラハで開催された同学会でパート 2 のセッションを開催できた。

日本の実践者や研究者たちは、紹介してきたような問題解決型裁判所は整備されておらず、また治療的司法・正義の概念が成熟していない中、部分的であれ治療的司法をめざしてきたので、それを世界にそれを紹介したいと考えた。薬物依存のリハビリテーションをすすめる施設であるダルク、少年院での教育、情状かであるダルク、少年院での教育、情状から執行猶予や保護観察のアプローチ、DV加害やハラスメント加害者のリハビリテーション等である。これを熱心に聞いてくれたウェクスラー教授は、日本では「古いボトルに新しいワインをいれること」だと指摘してくれた。

少年法や触法障がい者の地域生活の定 着にかかわる政策はすでに存在するとし て、それら以外にも、高齢者虐待にかか わる養護者支援、子ども虐待にかかわる 家族再統合支援、薬物にかかわる再度の 執行猶予、それを可能にする弁護士の努 力による情状弁護の進展、性犯罪者への 再犯防止プログラムの受講指示、脱暴力 プログラムへの保護命令や虐待での親子 分離後の参加指導、暴力が理由の離婚の 調停や面会交流の設定にかかわる親教育 準備、ハラスメントの環境型の類型化に よる環境改善指導、ハラスメント行為者 の職場復帰指導、体罰をして処分された 教員の復帰指導、いじめへの対応(いじ め対策基本法)、保護命令(司法による)、 接近禁止命令(行政措置)との複合的ア プローチ、交通事犯への教育等、治療的 司法のように機能している個々の取り組 みは複数ある。これを東ねていくことで ボトムアップとなるが、やはり治療的正 義の理念の確立が急務となっている。

このマガジンで何度も扱っている DV、 子ども虐待、高齢者虐待、いじめ、体罰、 ストーキング、ハラスメント等、一連の、 知った者同士のあいだで起こる対人暴力 問題も視野にいれるとこうした部分への 対応が急務となっている。触法行為、加 害・逸脱行動、問題行動の側にある人た ちに対して、再び同じことを繰り返さな いようにする取り組みは、加害者更生、 リハビリテーション、贖罪教育、再発防 止教育、矯正等として取り組まれている がその前兆となる問題行動としてその裾 野は広い。視野を広げるということはネ ットワイド化(監視の網の目の拡大)な ので手続きの慎重さがいるし、予防とい う名の下にリスク管理だけが前景化する と社会防衛重視となっていく。

しかも DV や虐待の死亡事例を中心に して予防という名の監視強化や過剰な介 入が現に動き出している。

被害者ケアの課題との両立がアセスメントとして必要だが、刑事事件中心としてではない回復への暴力防止や問題行動の解決のための機会と資源の提供の課題として、つまり犯罪対策としてのくくりだけではないアプローチの開発が日本では必要となっている。治療的司法が導入されたとしてもこのためのヒューマンサービスの内容や提供の仕方は検討しなけ

ればならないからである。

#### 4. 暴力や加害を語ることへの支援

換言すると、司法の課題をもつ人たちへの臨床的なアプローチの開発が要請されるということである。加害、逸脱、触法、暴力の責任や謝罪に関わる親密な関係性や家族、職場での取り組みである。ハラスメント、いじめ、虐待、DV、ストーキング等は民事的な対応として保護命令がある。その後の加害者への行動改善をどう組成するかがどこで課題となっている。聞き取りをし、問題を指摘し、改善にむけた対話をすることにしている。

対話の際の、加害の側の語彙と文法は 貧しい。加害ではないといいはることか らはじまる。相手が悪いという他罰性や 否認との格闘もある。

元来、暴力が行動化(アクトアウト)なので、加害者の暴力を語る言葉は貧しい。対話は意見の交歓ではなく、何をしたのかの行動の記述から始める。「動機づけられていない、非自発的な、抵抗するクライアント」とされてきた人たちである。そうであるともいえる局面もあるし、脱暴力や回復を志向してやり直しにむかう人もいる。そもそも動機づけられるとか、自発的だとか、抵抗しないとかはいかなる意味なのか。そこにむけて「治療者」(支援者)はどのように対話の回路をひらけるのか。それとは別に、回復とおけば何からの回復なのかも考えるべきである。

さらにその語りにくさは社会が体罰等

の暴力を肯定している面があるからだ。 それが「言い訳」として環流してくる。

逸脱行動や問題行動にはジェンダーが 作用している面もある。思春期の頃から 男性同士の関係にとって暴力は魅力的だった。社会もまた暴力を否定はしないどころかメディアには性、暴力があふれている。だから加害のナラティブは偏向する。自らを語る加害や暴力の言葉は社会によって都合よく編集されていることが環流してくる。全体がドミナントなストーリーに浸る。

「治療的司法」が機能するには、「回復・離脱・治療のコミュニティ(TC)」が要るので、社会の持つ暴力意識は無視できない。触法行為、加害・逸脱行動、問題行動をめぐるナラティブのコミュニティはいかにして可能なのだろうか。被害者のケアにかかわるナラティブは出来事に敏感となることや権利擁護や社会運動からの言挙げの力が作用し、トラウマ等の研究も進展し、言語化の水準が異なる様相を呈している。

それとは逆に、加害、触法、問題を起こす側の語りは、その暗黙理論を聞き出し、自らも陥っているサイレンシングやセルフネグレクトのなかから、時にはマイルドな失感情症ともいわれ、社会のもつ共犯性(暴力肯定性)から生み出される中和化の声を引用する。

さらに加害のナラティブにとっては、 暴力容認的な意識だけではなくいくつか の障壁がある。私的な領域、家族のこと、 プライバシー、セクシャルなこと、親密 な関係性をめぐる態度である。それらが 加害の正当化に荷担する。他者や制度の 介入を嫌う根拠となっていく。

被害者の研究に比べて加害者の研究は 進んでいない。あるいは類型化され統計 的な枠をとおした取り調べの過程で、生 育歴を調査する過程で、加害への筋道が 語られるがちである。

サイレンシング、支配的なストーリーとサイドストーリー、抑圧しているストーリー等を加害、逸脱、触法の行動をとおして、類型化された加害の物語ではない背景事情を可視化する協働作業が加害者臨床には要請される。

刑法によって類型化された暴力の定義とは別に、多様な実態的暴力があり、それらに共通していること、その暴力の中心にあることを記述する対話を重ねていく。本マガジン第27号でも紹介したが暴力の中心にあることは強制的なコントロールである。

#### 5. 行動を記述していくこと

本マガジン第 28 号の「治療的司法」に おいても解説したが、主に英語圏での DV、 虐待などの暴力の定義は変化している。 コントロール行動として定義するように なった。 Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship という表現が主流となっている。

例示されている行動は、経済的な虐待、 脅し、子どもを使った脅し、秘密をあば く、家財を壊して脅す、外出させない、 働くことを禁止する、孤立させる、基本 的欲求の剥奪、時間統制、デジタルコミ ュニケーションの禁止や統制、日常生活 の統制(外出、余暇、睡眠などのあらゆ ること)、医療を受けさせない、役立たな い奴だと言い続ける、辱めや非人間的な 規則や行動を強いる、価値剥奪、自己非 難や責任をおしつける、監禁の心理、閉 じ込める満足、飼育する、コントロール する、操作する等である。

加害や暴力の言語化は難しくてもその 時の行動を記述することはできるし、暴 力行動を理解するには有益である。その 記述された行動(行為の流れ、シークエ ンス)をもとにしてインタビューができ る。

その時に満たされたと感じた欲望は何であったのか、状況を考察していく。どんな内言(独り言、ささやき、言い訳)があったのか等を探りながら言葉をさがす。コントロールと強いる行動としての暴力が成り立つときは、持続的で継続的であること、両者の関係があること(関係性)、行動パターンとなっていること、被害者に深刻なダメージを与えると知っていること等を言語化させていく。

### 6. 暴力の語りはいかにして可能か - 「わたし」をひらくこと

紋切り型の説明や中和化の言い方の向こうに、暴力や加害の声を聴くことは、 ダブルリスニング、トリプルリスニング という聴く力がいる。さらに沈黙の中ある(サイレンシング)声も聴く。語ることや聴くことの困難があるので更生支援に役立つ実践や理論は何でも参考にしている。トラビス・ハーシーのボンド理論(Hirschi 2002)、トニー・ワードの善き人生モデル(Ward & Maruna 2007)、男性性と暴力・犯罪の関連性を指摘し、男性性ジェンダー臨床に示唆を与えているジェームズ・メッサーシュミットの犯罪社会学(Messerschmidt 1993)、ナラティブセラピーを暴力臨床に用いたマイケル・ホワイト(2007、2011)等である。

### 7. 暴力から離脱し続ける生成の人生へ —それでも被害者には届かないところで

ここではシャド・マルナの逸脱行動から離脱する経過の議論(Maruna 2010)を紹介しておきたい。暴力を止めることができる過程の研究を離脱研究desistanceとして体系化しているイギリスの犯罪学者である。「現象学的犯罪論による自己プロジェクト化の説明」と位置付けたアプローチであり、再犯せずに生きている人と再犯してしまっている人の比較研究であるリバプール調査にもとづいている。

先述したように刑事司法は他律的な世界である。従順になることで生き延びることができる。しかし加害者は自律的でありたいと考えているので、面従腹背的となる。更生という言い方も他律的であり、受講命令によるグループワークやカ

ウンセリングも同じく他律的だと考え、 内面への介入だと観念される。この自律 と他律の軸をうまく均衡させることが加 害当事者の変容に奏功する。やり直しの 過程には本来の意味での自律性がないと 難しい。内発的な動機にならないからで ある。他律性のなかの自律性をいかにし て創出するのかという支援課題となる。

マルナは、自らの過去を積極的に修正することのできる自律性形成を重視する。現在および未来については完全にコントロールしているという感覚をもつことが彼らの男らしさの、とくに自律性と有能感という思考と行動の習慣に適合する。「犯罪を止めている者であっても彼らの意識や態度には「反権威的」「非協調的」という特性がある(84)」。それまでの自己は、逸脱へと運命づけられていく流れに身を任せ(「漂流」)、自分の行動をかえる力がないと感じていた。「犯罪をしたくはないが、犯罪をするほかに選択肢がないと感じていた(105)」。

再犯する者のナラティブは「非難の脚本」だという。刑務所が秩序、統制、規律が日常となっているパワー関係の世界であり、矯正施設では非難が基本となっていたので、内心ではそれに反発し、表面では服従してきた。刑事司法でも、虐待対応でも、保護命令でも司法はすべて他律性を押しつけると観念する。人生を「手駒 pawn という意識(動かされるもの)」によって語る加害者たち。人生の宿命として流れに任せていたというのであ

る。自己効力感をもつひとたちにはない 感覚である。また、「犯罪者自身が自分は 変わることができないというときは自分 の周りにいる多くの人々の見方を映し出 している(112)」という。社会のもつ排 除の意識や態度を取り込んだ鏡像といえ る。

再犯しないでいる過程は、「やり直す making good 過程」として特徴づけられている。これを「回復の脚本」という。自分自身のトラブルだらけの過去を「切り落とす knifing off」ことなく、むしろ、本人が恥じている過去を、生産的で意味がある人生の必然的な序曲として書き直すことを可能とする。

変化のための触媒は外部からの力であ る。離脱は本人の内側からやってくる (135)。非難の叙述から回復の叙述への 変容を促す。「自分の人生を、高みにある チカラによって何らかの目的のために 「計画されている」、つまり演出されてい るものとして書き直すというものである。 (137)」。離脱している元犯罪者の場合は、 「自分自身の過ちが、自分をより強い人 物にするという信念である。(138)」。つ まり、刑事司法は主体剥奪的なので、そ の後の人生は、能動的かつ自律的なもの へと過去を変換することを目指す。その ためには現在を安定したものにすること を目標にする。過去の情状(たとえば家 庭環境の悪さ)をことさら問題にする必 要はない。さらに反省は変化を強いるこ とになり、他律性を高めるので後回しに

する。自己の人生のコントロール感が高まらないと、他罰性につながっていく。 過去をかえることはできないが現在をコントロールすることには責任があること を強調する。

## 8. 肯定的な男性性を育み、自己コントロール感の醸成を行う

離脱過程では自己についての変容があ る。「改心のナラティブ」とマルナはいう。 筆者も感じるが、首尾よく脱暴力へと向 かう男性には、認知的な作業として、コ ントロールしている意識の組み替えが生 成する。自律的でありたいという欲望に 根ざしたコントロール観を基礎にした変 化になっている。再犯しないでいる自分 自身のコントロールに満足感や有能感を 得るようにもう一人の内なるコントロー ル者を創り、セルフモニタリングをする。 その他者的なもう一人の自己に統制を委 ねる作業ができている男性は変化する。 メタ次元での自己をもつという視点の獲 得である。「自分の人生を神にさしだすこ とを自由意思で選択するという主体性 (主体性の放棄ではない)を発揮する」 という。「犯罪から離脱するためには感情 的、心理的、身体的にすら自分をエネル ギーで満たさねばならない。(210-211)」 からである。

こうした作業をとおして、再犯しないでいる元犯罪者は、離脱出来たことを自分自身の「自由意思」に帰属すると述べるようになり(212)、自律的に回復して

いることに満足する。

この「改心する自己」は、流れに身を 任せ「漂流する自己」ではなく、自らを コントロールしている自己の創出である。 ここで作用していることは、①他者への コントロールではなく自己をコントロー ルすることから自律感を得ること、②援 助を求めることを他律的であると観念し ないこと、③他者との関係性を楽しむこ と、④過去の否定的な経験を自己の物語 として組み込んでナラティブできること、 ⑤自律的であることを重視する行動的な 特徴を活かすこと、⑥対人関係において 承認されることに喜びを得ること等、刑 事司法だけでは達成できない内容となっ ている。さらにそれまで保持してきた、 他罰的で、他者をコントロールし、支配 的であることをよしとする古い男性性と も異なるより健康的な男性性が構成され ている。

また、回復の過程に社会のもつ統合や 包摂の意識が映る。犯罪者は変化しない という周囲の意識に敏感に反応し、それ を自らに向けられているまなざしとして 捉え、それへの反発・反撃が「非難の脚 本」となっていく。そうだとすると、社 会も保持している加害者自身への「非難 の脚本」を書き換える必要がある。彼ら は社会の鏡として社会のもつ暴力性を体 現した言葉を繰り出す。加害者との対話 を続けることで安全・安心の構築に資す る加害者臨床と社会臨床を持続させなけ ればならない。

#### 9. 欲望あふれる社会のなかで

治療的司法の治療とは、社会のもつ問題の改善を指摘することでもある。社会臨床という言い方をしているのはこの点を意識しているからである。社会の欲望が産業として厳然と存在し、合法的なものから違法なものまでそれはひとつの連続体を成している。

とくに暴力は社会のなかに満ちている。 だから社会もまた回復に責任をもつ必要 がある。アルコール、薬物、暴力、性産 業、ギャンブル、ネット、ゲーム等、い まや社会はそれ無しには存立できない程 に欲望に満ちている。

回復は長い過程となり、人の生の営み に関与しているそれらから自由な人は少 ないはずである。回復・離脱することは 生き方の変容を浮上させる。司法はそれ に比べれば小さな位置づけでしかないが、 せめてそれくらいのことはしてもよいだ ろう。治療的司法はささやかなものであ る。

概念、言語、価値の差異

回復・支援モデル	医療・介入モデル
負荷のかかった経験	精神病理学
自伝的な歴史	病気の歴史
その人を中心にした関心	病気を中心にした関心
健康志向	反病気
強さに関心	処遇を中心
経験のエキスパート	医師と患者関係
パーソナルな意味	診断
理解	承認
価値を基軸に	価値は無関心
人間的	科学的
成長と発見	処遇
選択	法令遵守
ヒーローモデル	メタ分析による補強
ナラティブを導く	無作為統制群実験
変容	ノーマルに戻る
セルフマネジメント	専門家ケアによる統制
パーソナルな責任	専門家の説明責任
社会内の状況に依拠	脱コンテキスト化

<u>"Advances in Psychiatric Treatment"</u> (2004), vol.10, pp.37–49, The rediscovery of recovery: open to all, by Glenn Roberts & Paul Wolfson(筆者の暫定訳)

中村正 (臨床社会学、社会病理学、社会臨床)